

第 3 期

吹田市障がい者計画 概要版

目 次

1	計画の策定にあたって	①
2	吹田市の障がいのある人の状況	③
3	施策の基本的な考え方	⑤
4	施策の基本方向と考え方	⑦
5	障がい者施策の動き	⑱

平成 23 年（2011 年）3 月

吹 田 市

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、これまでに「第1期吹田市障害者計画」、「第2期吹田市障害者計画」を策定し、障がいのある人が地域社会を構成する一員として主体的に地域活動に参加し、自立した生活を送り、安心して暮らせる社会をめざした取組を進めています。

この間、平成18年（2006年）12月、国連において、すべての障がいのある人のあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること、並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、「合理的配慮」や「障害を理由とする差別の禁止」を条約の大きな柱とする「障害者の権利に関する条約」が採択されました。わが国も、平成19年（2007年）9月に条約に署名し、批准に向けた国内法制度の整備が進められています。

また、わが国においては、平成21年（2009年）12月に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法制度の整備の検討も念頭に置き、障害者基本法の抜本改正、「障害者差別禁止法（仮称）」の制定や、遅くとも平成25年（2013年）8月までに障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供等を内容とする「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向け検討が進められています。

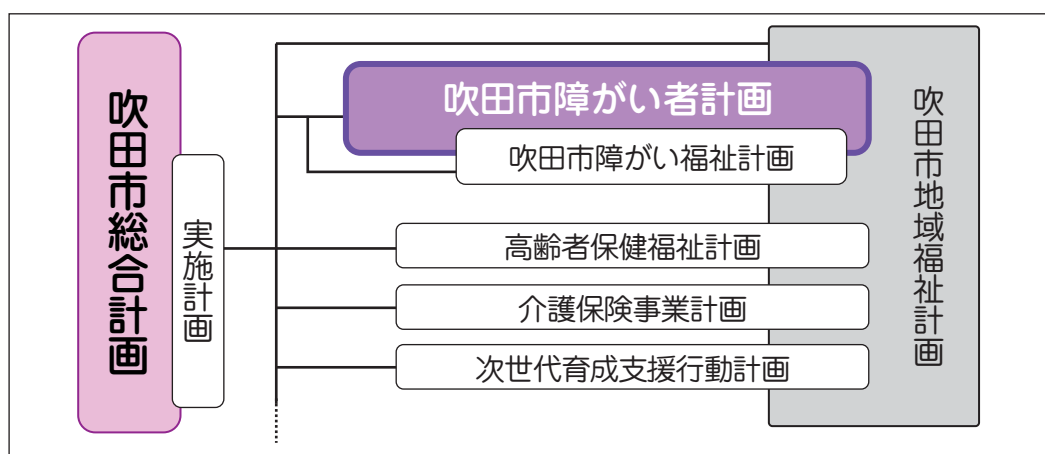
「第2期吹田市障害者計画」が平成22年度（2010年度）をもって終了することから、こうした昨今の障がい者施策をめぐる環境、法制度の大きな変化にも対応し、特に、「障害者の権利に関する条約」の理念を積極的に推進していく立場に立ち、これまでの本市における取組を評価し、継続、発展させるものとして施策の基本的な方向性を示した「第3期吹田市障がい者計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する「障害者のための施策に関する基本的な計画」である「市町村障害者計画」です。また、吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例に基づいて策定し、施策を推進する計画です。

策定にあたっては、吹田市総合計画を上位計画として、他の個別計画との整合性を持たせたものです。

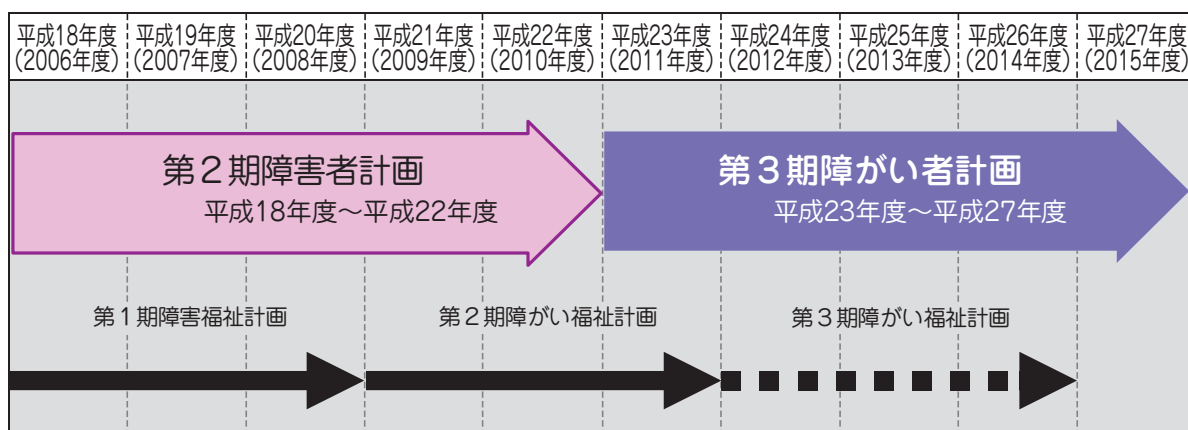
なお、障がい福祉サービスや相談支援、生活支援に関する内容は、障害者自立支援法第88条に基づき「障がい福祉計画」を別途策定しています。



3 計画の期間

平成23年度（2011年度）～平成27年度（2015年度）までを計画期間とします。

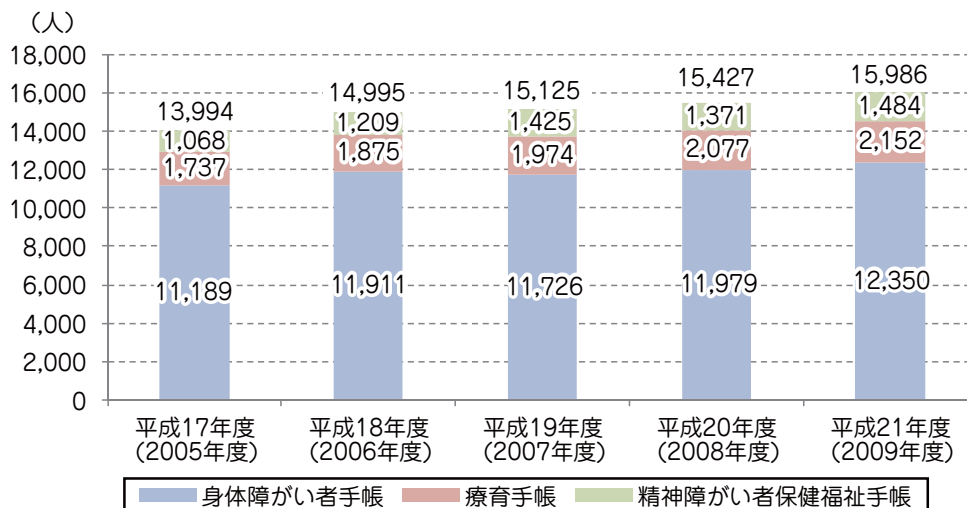
なお、計画内容については、今後の社会情勢の変化や国における法制度の動向を踏まえ、柔軟に対応する計画とします。



1 障がい者手帳所持者の状況

本市の障がい者手帳所持者は、人口が微増ないし横ばい傾向で推移しているのに対して、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、それぞれの所持者数が増加傾向で推移しています。

■図2-1 障がい種別ごとの手帳所持者の状況

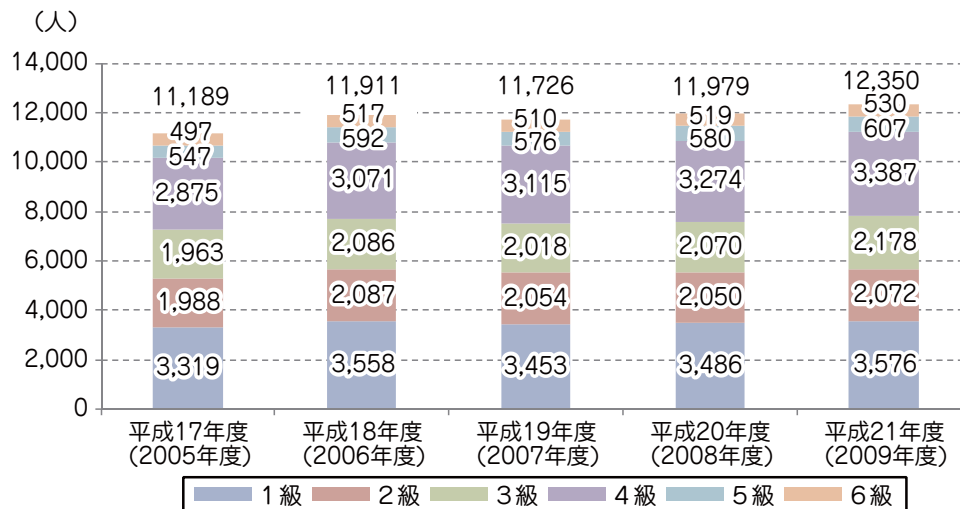


資料：各年度末現在の手帳所持者数

2 身体障がい者の状況

この5年間は、身体障がい者手帳所持者は増加傾向にあり、等級別にみた身体障がい者手帳所持者では、特に、1級・2級の手帳所持者数が全体の半数近くを占めており重度化の傾向にあります。

■図2-2 等級別の身体障がい者手帳所持者の推移



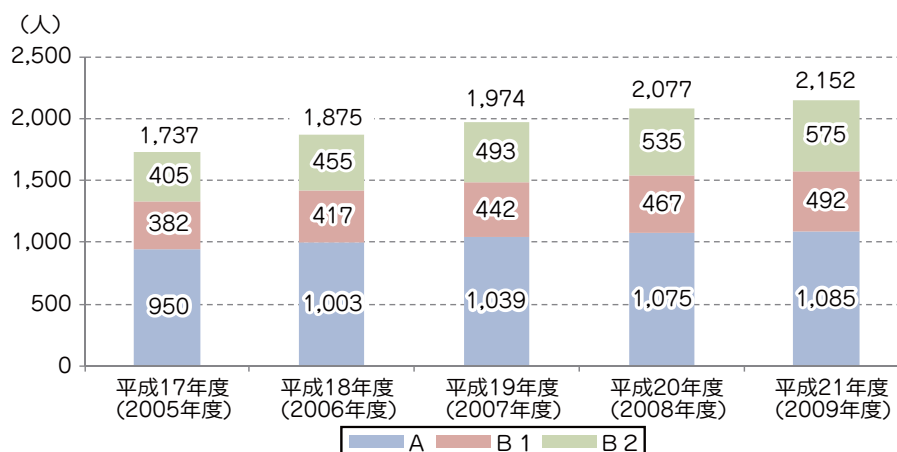
※障がいの程度により、1級（重度）から6級（軽度）まで区分されます。

資料：各年度末現在の手帳所持者数

3 知的障がい者の状況

判定別にみた療育手帳所持者は、A、B1、B2 のすべての手帳所持者が増加傾向で推移しています。平成 21 年度（2009 年度）には、平成 17 年度（2005 年度）と比べて A は 135 人、B1 は 110 人、B2 は 170 人増加しています。

■図 2-3 判定別療育手帳所持者の状況



※障がいの程度により、A（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分されます。

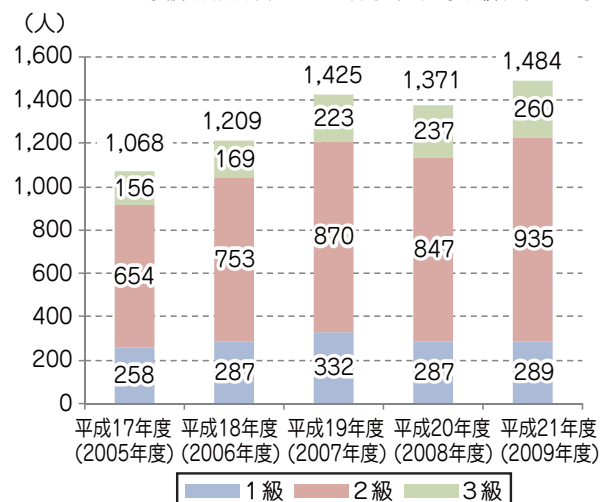
資料：各年度末現在の手帳所持者数

4 精神障がい者、精神通院医療受給者の状況

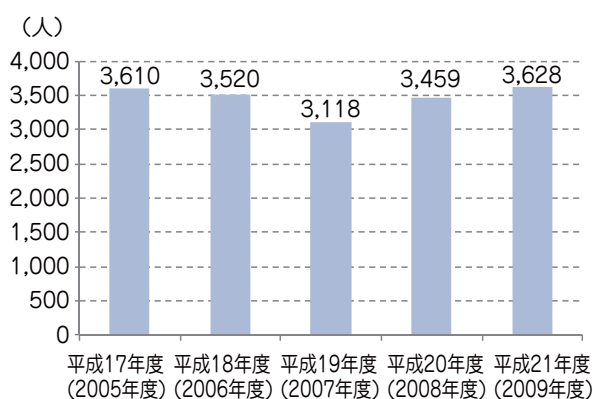
等級別にみた精神障がい者保健福祉手帳所持者は、特に、2 級と 3 級の手帳所持者が増加傾向で推移しています。平成 21 年度（2009 年度）には、平成 17 年度（2005 年度）と比べて 2 級は 281 人、3 級は 104 人増加しています。

障がい者自立支援医療における精神通院医療の受給者は、平成 19 年度（2007 年度）を境に減少から増加に転じています。平成 19 年度（2007 年度）については、平成 18 年度（2006 年度）から障害者自立支援法の施行に伴い、所得制限の導入や自立支援医療受給者証の更新期間が 2 年から 1 年となるなど制度変更により一時的に減少したものと考えられます。

■図 2-4 等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況



■図 2-5 障がい者自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況



※障がいの程度により、1 級（重度）から 3 級（軽度）まで区分されます。

資料：各年度末現在の手帳所持者数

計画の基本理念

**住み慣れた地域で安心して
暮らせる社会をめざして**

「障害者の権利に関する条約」の理念を積極的に推進していく立場に立ち、障がいを経験した差別をなくし、すべての人がお互いに尊重し合い、人として分け隔てなく豊かに暮らせる社会をめざします。

計画の基本目標

障がいのある人の人権を尊重する社会づくり

障がいを経験した偏見や差別をなくし、社会を構成する一員として、お互いを尊重し、自分らしく学び・働き・活動する社会づくりをめざします。

すべての人が安心して暮らすことのできる平等な社会づくり

障がいの種別や程度にかかわらず、その個性と能力を発揮し、社会に自由に参加・参画でき、住み慣れた地域で安心して生活ができる平等な社会をめざします。

地域の一員として共に生きる社会づくり

障がいのある人が地域社会で自分らしく生活するために必要な施策の充実を図り、誰もが地域の一員として、共に安心して暮らすことができるインクルーシブな社会をめざします。

施策の体系

施策区分	施策区分ごとの重点施策
I 啓発・交流の推進	(1) 啓発・交流活動の推進 (2) 人材養成の充実 (3) 権利擁護の推進
II 育成・教育の充実	(1) 療育・保育の充実 (2) 教育の充実 (3) 障がいのある子どもの日中活動支援の充実
III 雇用・就労の支援	(1) 就労支援体制の充実 (2) 一般就労の推進 (3) 就労に向けた日中活動の推進
IV 保健・医療の充実	(1) 健康づくりの推進 (2) 医療体制の充実
V 暮らしの充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 地域生活支援の充実 (3) 社会参加・参画の促進
VI 生活環境の整備	(1) 生活・住環境の整備 (2) 安心安全なまちづくりの推進

I 啓発・交流の推進

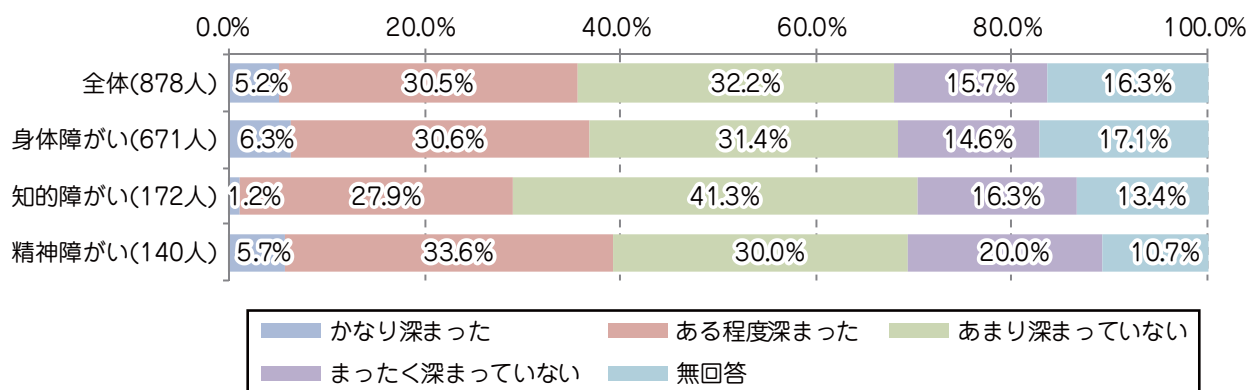
～障がいや理由とした差別をなくし、共に生きる地域社会をめざして～

施策の基本方向

- 障がいへの偏見や障がいのある人への差別がないよう、地域住民の相互の理解を深めるための啓発・広報活動や交流活動を積極的に推進します。
- ボランティアなどの人材養成に努めるとともに、さまざまな機会を捉え、障がいに関する正しい知識の普及と啓発に努め、障がいのある人の社会参加を促進します。
- 社会の一員として、あらゆる分野に参加・参画し、生きがいを持って生活を営めるよう、障がいや理由とした差別をなくすとともに、人としての権利を尊重し、安心して暮らせる社会づくりを推進します。
- 市職員の障がいへの理解を深めるとともに、あらゆる行政サービスを、すべての市民に対し公正かつ平等に提供します。

第3期吹田市障がい者計画策定のためのアンケート調査結果

■図4-1 障がいや障がいのある人への市民の理解の割合



「まったく深まっていない」と「あまり深まっていない」の合計が最も多いのは知的障がいで、57.6%となっており、精神障がいで50.0%と半数を占めています。

施策の取組内容

重点施策	基本施策	基本施策の内容
(1) 啓発・交流活動 の推進	①市民・事業所への 啓発・広報活動の 推進	ア 市報、ホームページ、ケーブルテレビ等を活用 した啓発・広報活動の推進 イ 情報のバリアフリー化を推進 ウ 啓発活動の充実
	②地域活動の推進	ア 相互の理解を深め合う交流機会や交流の場の提供 イ 地域行事等への参加促進
	③誰もが利用しやすい 市役所づくり	ア 障がいへの理解向上のための市職員研修の充実 イ すべての人への平等なサービスの提供
(2) 人材養成の 充実	①コミュニケーション 支援等のための 人材養成の推進	ア ホームヘルパー・ガイドヘルパーの養成 イ 手話通訳、点訳、要約筆記者等の養成
	②ボランティア活動 への支援	ア 自主的・主体的な地域活動への支援 イ ボランティアセンターへの支援
(3) 権利擁護の 推進	①苦情解決制度の 推進	ア 福祉オンブズパーソン制度の啓発・周知
	②成年後見制度等の 推進	ア 成年後見制度等の推進
	③人権侵害の防止	ア 人権侵害の防止 イ 虐待の防止

施策区分ごとの取組状況における指標

項 目	説 明	現況値 平成 21 年度 (2009 年度)	目標値 平成 27 年度 (2015 年度)
障がいや障がいのある人について「市民の理解の割合」	障がいのある人が感じる「市民の理解の割合」(注)	35.7%	50%

(注) 現況値(平成 21 年度)は、「第 3 期吹田市障がい者計画策定のためのアンケート調査」の 18 歳以上の障がい者手帳所持者対象調査の結果に基づく。

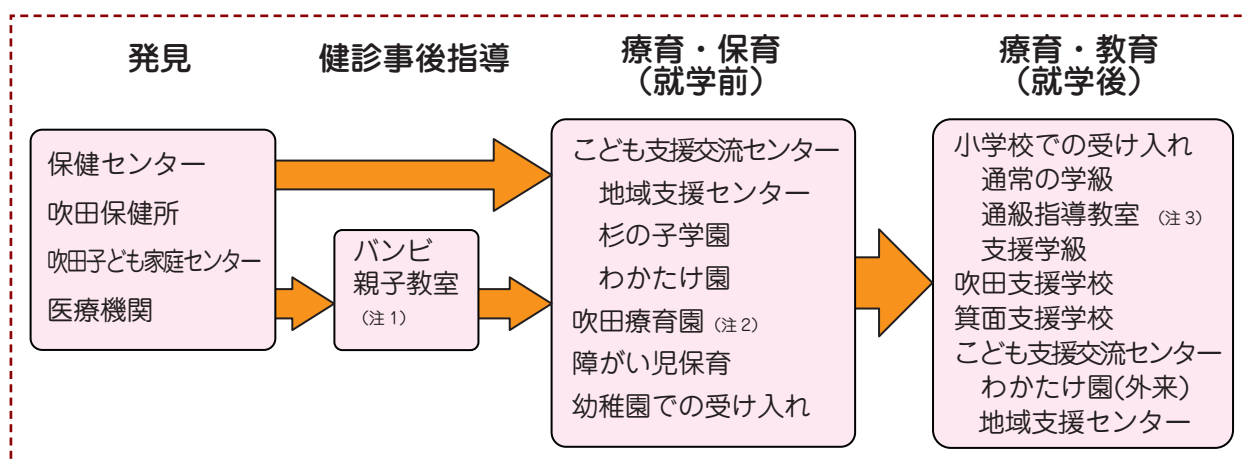
Ⅱ 育成・教育の充実

～障がいのある子どもたちの健やかな成長・発達をめざして～

施策の基本方向

- 保健、医療、福祉、教育など各分野の関係機関との連携を強化し、保護者の不安を解消するため福祉・医療等の相談窓口の情報を発信するとともに、乳幼児期から学校卒業に至るまで一貫した相談支援及び療育・教育体制づくりに取り組みます。
- 発達障がいを含めたすべての障がいのある子どもに、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育を行うため、特別支援教育を推進します。
- 保護者の就労支援や介護による負担などを軽減するため、放課後や長期休業時の支援内容を検討し、子どもたちの豊かな生活が確保できるよう努めます。
- 障がいの特性に応じた支援体制の整備や、教育施設や設備、備品等のバリアフリー化などの環境整備に取り組みます。

■図 4-2 障がいの早期発見・早期療育システム



(注1) 総合福祉会館内で実施している親子教室。1歳6か月児健診事後指導事業として実施

(注2) 民間の肢体不自由児通園施設

(注3) 通常学級に在籍する心身に軽度の障がいがある児童を対象とした指導教室

施策の取組内容

重点施策	基本施策	基本施策の内容
(1) 療育・保育の 充実	①早期発見・早期療育 の推進	ア 早期発見・早期療育の推進 イ 健康診査後の相談支援体制の充実
	②療育・保育における 支援体制の充実	ア 個々のニーズに合った療育支援体制の充実 イ 育児相談・指導の推進
	③障がい児保育の 推進	ア 障がい児保育・教育の充実
(2) 教育の充実	①学校教育における 支援体制の充実	ア 個々のニーズに合った支援体制の充実 イ 教育センター機能の充実
	②学校教育の推進	ア 個々の発達課題に応じた特別支援教育の充実 イ 人権教育・福祉教育の推進
	③学校施設のバリア フリー化の推進	ア 学校施設、設備等のバリアフリー化を促進
(3) 障がいのある 子どもの 日中活動支援 の充実	①放課後・長期休業時 の活動の場の充実	ア 保護者の就労等のための放課後等の支援の充実 イ 小学校4年生以上の放課後等の支援の充実 ウ 障がいのある子どもを支える地域づくりの推進
	②日中一時支援の 充実	ア 児童デイサービス、日中一時支援事業の充実

施策区分ごとの取組状況における指標

項 目	説 明	現況値 平成 21 年度 (2009 年度)	目標値 平成 27 年度 (2015 年度)
児童デイサービス、 日中一時支援事業所の充実	市内で児童デイサービス、 日中一時支援を実施する事業所数	6 事業所	12 事業所

Ⅲ 雇用・就労の支援

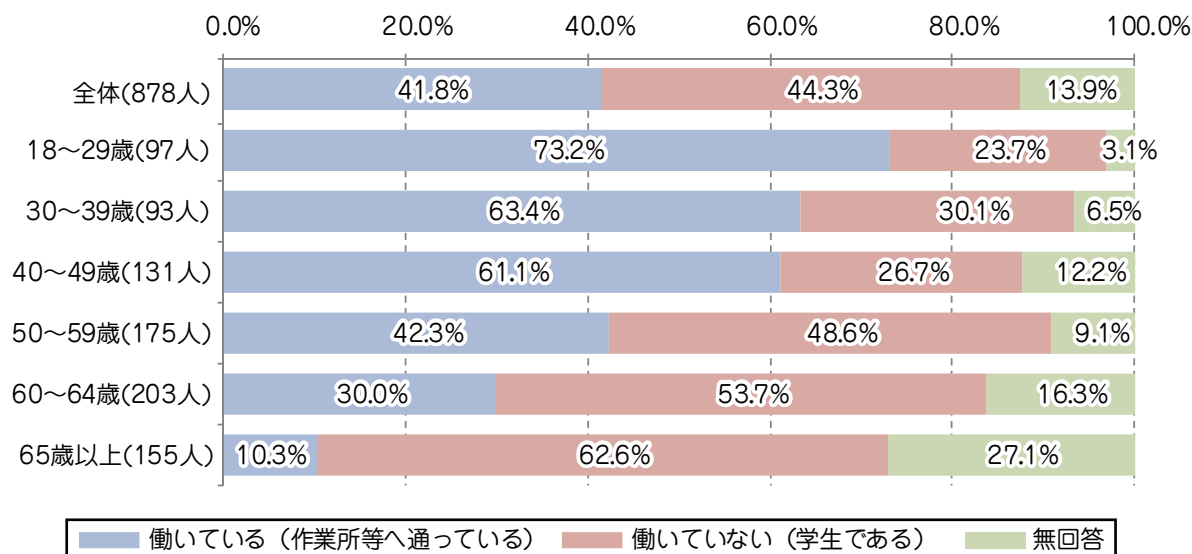
～障がいのある人の就労の場の確保と豊かな活動をめざして～

施策の基本方向

- 公共職業安定所や福祉施設、支援学校等の地域関係機関の連携を強化し、一般就労に結び付ける相談体制の充実や就労専門員による支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある人への雇用・就労の促進を図るため、市内事業所に対し、雇用への理解と啓発等を行うとともに、就労しやすい環境づくりを推進します。
- 障がいのある人が一般就労するために、計画的な訓練や指導、事業所における作業実習や職場体験を実施し、適性に応じた就労移行のための支援などを推進します。
- 市役所において、障がい者雇用率3%を目標に、障がいのある人の雇用を推進します。
- 障がいのある人が、生きがいを持って働くことができ、働く喜びを実感できる日中活動の場等の確保に努めます。

第3期吹田市障がい者計画策定のためのアンケート調査結果

■ 図4-3 年齢階層別の就業状況（18歳以上の障がい者）



「働いている（作業所等へ通っている）」人は年齢層が低いほど多く、49歳以下では60%以上を占めていますが、50歳以上では、「働いていない」人が「働いている」人を上回っています。

施策の取組内容

重点施策	基本施策	基本施策の内容
(1) 就労支援体制 の充実	①総合的な支援体制 の構築	ア 関係機関の連携による相談支援体制の充実
	②就労移行への支援	ア 就労に必要な知識や能力を向上させる訓練の場の提供 イ 就労に向けた支援体制の推進
(2) 一般就労の 推進	①障がいのある人の 雇用促進	ア 法定雇用率の遵守と積極的な雇用の促進 イ 公的事業の発注による雇用の促進
	②職場体験等の機会 の提供	ア 一般就労に向けた支援の充実
	③市役所における 障がい者雇用の推進	ア 市役所における障がいのある人の雇用の促進
(3) 就労に向けた 日中活動の 推進	①就労に向けた 日中活動の場の充実	ア 障がいのある人のための日中活動の場の提供 イ 障害者自立支援法に基づく新体系への移行支援
	②授産活動の促進	ア 授産活動の支援

施策区分ごとの取組状況における指標

項 目	説 明	現況値 平成 22 年 (2010 年) 6 月現在	目標値 平成 27 年度 (2015 年度)
市役所の障がいのある人の 雇用率	市役所の障がいのある人の 雇用の割合	2.93%	3 % (注)

(注) 平成 22 年 (2010 年) 7 月に、障害者の雇用の促進等に関する法律による障害者雇用率制度が改正され、短時間勤務者も障がい者雇用率の算出基礎に含むなど、算出方法の変更がありました。この改正により、平成 23 年 (2011 年) 6 月以降の本市の障がい者雇用率は、法定雇用率 (2.1%) は達成しているものの、新たな算定基準では、現在の 2.93% より下がることが見込まれるため、引き続き、障がい者雇用率を 3 % に設定しています。

Ⅳ 保健・医療の充実

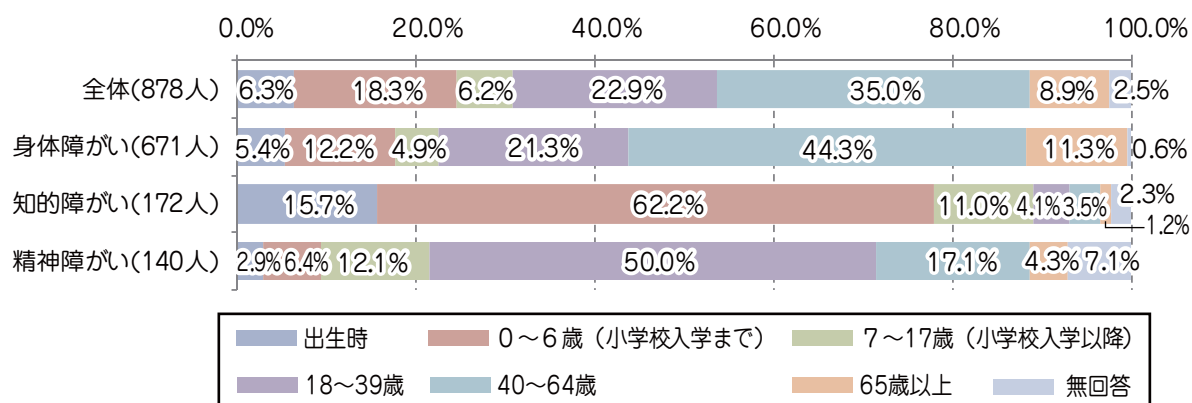
～住み慣れた地域で、安心して健康に暮らすために～

施策の基本方向

- 障がいの早期発見・早期療育を行うため、4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に健康診査を実施するとともに、各種健康診査の受診率の向上、受診後のフォロー体制など、きめ細やかな健康診査システムを提供し、保健、医療、福祉の連携を密にした体制を強化します。
- 医療的ケアを必要とし、在宅で生活する重度障がいのある人への対応については、医療機関との連携を図り、医療的ケアの対応ができるショートステイなど体制づくりを検討します。
- 精神疾患においては、相談窓口や必要な診察が受けられる医療機関の情報を広く市民に提供するとともに、精神疾患についての正しい知識の普及・啓発を図ります。
- 退院が可能な精神障がいのある人の社会的入院の解消をめざし、入院中からの情報提供や相談支援、地域生活移行に向けた訓練の実施など、保健、医療、福祉の連携を密にした体制づくりを推進します。

第3期吹田市障がい者計画策定のためのアンケート調査結果

■ 図4-4 障がいが判明した時期（18歳以上の障がい者）



身体障がい者では「40～64歳」、知的障がい者では「0～6歳（小学校入学まで）」、精神障がい者では「18～39歳」がそれぞれ最も多くなっています。

施策の取組内容

重点施策	基本施策	基本施策の内容
(1) 健康づくりの 推進	①保健事業の推進	ア 乳幼児期の疾病などを早期発見し、早期対応を図るための各種健康診査の充実 イ 生活習慣病等の予防のための各種健康診査の充実 ウ 歯科健康診査の充実
	②こころの健康づくりの推進	ア 精神保健施策の充実
(2) 医療体制の 充実	①医療相談支援、診療体制の充実	ア 市民病院等の診療体制の充実
	②保健・医療・福祉の連携強化	ア 地域支援ネットワークの推進 イ 医療費の公的負担制度の充実
	③医療体制の整備	ア 地域生活での受診環境の充実 イ 医療体制の推進 ウ 医療的ケアが行えるショートステイの整備 エ 在宅難病患者の支援体制の充実

施策区分ごとの取組状況における指標

項 目	説 明	現況値 平成 21 年度 (2009 年度)	目標値 平成 27 年度 (2015 年度)
医療的ケアが行える ショートステイの整備	医療的ケアが行える ショートステイ施設の床数	0 床	4 床

V くらしの充実

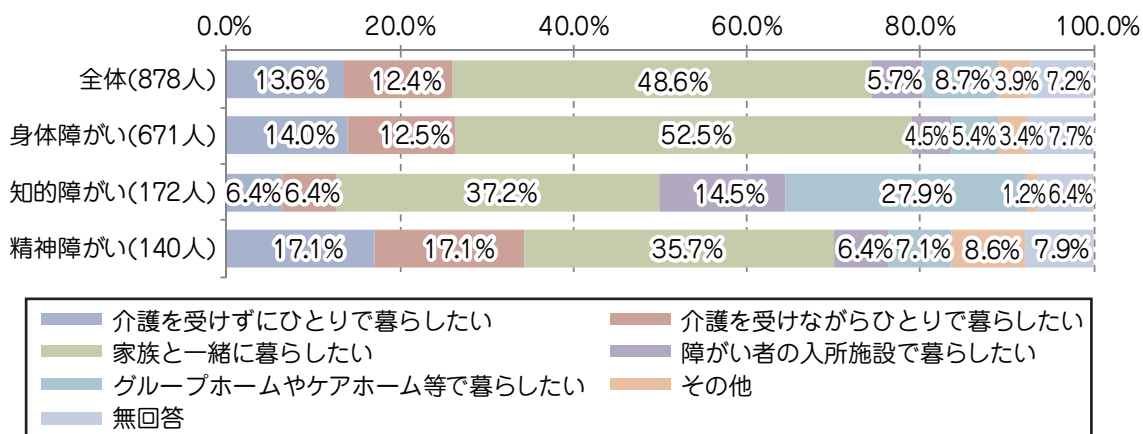
～障がいのある人が自立して豊かに暮らしていくために～

施策の基本方向

- 障がいの種別やさまざまなニーズに対応する相談支援体制を充実し、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、福祉サービスの充実に努めます。
- 施設入所者や入院患者の地域生活への移行を進めるため、在宅支援に関するサービスを充実するとともに、グループホームやケアホームなどの住まいの場の確保に努めます。
- 障がいのある人の日中の活動の場を確保し、生活介護や自立訓練、就労支援等を行うとともに、医療的ケアの対応ができる日中活動の場などの整備について検討します。
- 障がいのある人の社会参加・参画を促進するため、ボランティアなどの人材育成に努め、スポーツや芸術・文化活動を推進します。

第3期吹田市障がい者計画策定のためのアンケート調査結果

■図4-5 希望する将来の暮らし方（18歳以上の障がい者）



障がい種別に関係なく「家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっていますが、知的障がい者では「グループホームやケアホーム等で暮らしたい」が他の障がいに比べて多くなっています。

施策の取組内容

重点施策	基本施策	基本施策の内容
(1) 相談支援体制 の充実	①総合的な相談体制 の充実	ア 相談支援体制の充実 イ 地域保健福祉センターの整備
	②地域自立支援協議会 の推進	ア 関係機関との連携強化と機能の充実
(2) 地域生活支援 の充実	①地域生活を支える 福祉サービスの充実	ア 地域で生活を営む上で必要な福祉サービスの充実
	②日中活動の場の 整備	ア 日中活動の場の充実 イ 地域生活の場の充実
	③くらしの場の確保 の推進	ア 住まいの場の充実
	④精神保健施策の 推進	ア 精神障がいについての啓発活動の推進 イ 精神障がいのある人の自立と地域生活支援体制の 強化 ウ 社会的入院患者の地域移行の推進
(3) 社会参加・参画 の促進	①社会参加・参画の 推進	ア 余暇活動や社会参加のための移動の支援 イ 余暇活動や社会参加の推進

施策区分ごとの取組状況における指標

項 目	説 明	現況値 平成 21 年度 (2009 年度)	目標値 平成 27 年度 (2015 年度)
グループホーム・ケアホーム の整備	障がいのある人の グループホーム・ケアホーム の床数	167 床	300 床

Ⅵ 生活環境の整備

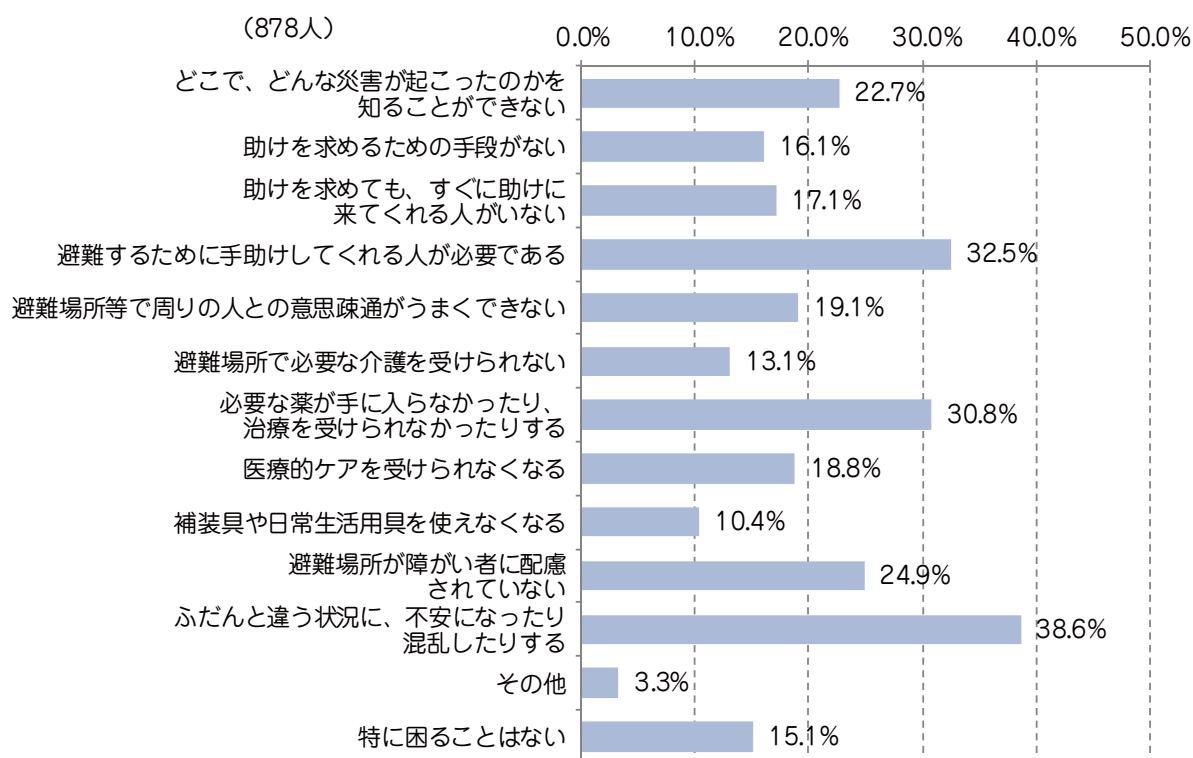
～暮らし続けたいと思える、住みよい環境をつくるために～

施策の基本方向

- 安心して自由に行動ができ、いつでも、どこでも安全で快適な生活を営むことができるよう、バリアフリー新法に基づき、公共施設や民間施設、道路・歩道、公共交通機関などのバリアフリー化を推進します。
- 重度障がいのある人の住宅改造費助成などの制度を周知し、住みよい環境づくりを促進します。
- 障がいのある人を犯罪や災害時から守るため、地域住民や事業所などと協働で地域の防犯・防災対策などの充実を図り、安心して安全に地域で生活できる環境づくりを進めます。

第3期吹田市障がい者計画策定のためのアンケート調査結果

■図4-6 災害発生時に困ること（複数回答・18歳以上の障がい者）



「ふだんと違う状況に、不安になったり混乱したりする」が最も多く、「避難するために手助けしてくれる人が必要である」、「必要な薬が手に入らなかったり、治療を受けられなかったりする」と続いています。

施策の取組内容

重点施策	基本施策	基本施策の内容
(1) 生活・住環境の整備	①バリアフリーのまちづくりの推進	ア 公共施設、公営住宅のバリアフリー化の推進 イ 道路、歩道等のバリアフリー化の推進 ウ 憩いの場、活動の場としての公園整備の推進 エ 社会参加・参画の促進
	②障がい配慮した住宅整備等の推進	ア 安心安全で快適な住生活を営むための住宅改造等への支援
(2) 安心安全なまちづくりの推進	①防災対策の推進	ア 障がい配慮した防災システムの充実
	②防犯対策の推進	ア 地域防犯活動の推進 イ 消費者被害の防止のための啓発活動の推進
	③交通安全対策の推進	ア 警察署との連携による交通事故防止対策の推進

施策区分ごとの取組状況における指標

項 目	説 明	現況値 平成 21 年度 (2009 年度)	目標値 平成 27 年度 (2015 年度)
災害時のための 要援護者登録者数	障がいのある人や高齢者などの 災害時要援護者登録制度の 全登録者数	1,170 人	3,000 人

5

障がい者施策の動き

	国 連	国	大 阪 府	吹 田 市
1970年(昭和45年)		●心身障害者対策基本法の制定		
1971年(昭和46年)				
1972年(昭和47年)				
1973年(昭和48年)				
1974年(昭和49年)				
1975年(昭和50年)	●障害者の権利に関する宣言			
1976年(昭和51年)				
1977年(昭和52年)				
1978年(昭和53年)				
1979年(昭和54年)				
1980年(昭和55年)				
1981年(昭和56年)	●国際障害者年			
1982年(昭和57年)	●障害者に関する世界行動計画の策定			
1983年(昭和58年)	●国連障害者の十年(昭和58年～平成4年)	●障害者対策に関する長期計画の策定	●障害者対策に関する大阪府長期計画の策定	
1984年(昭和59年)				
1985年(昭和60年)				
1986年(昭和61年)				
1987年(昭和62年)		●後期重点施策の策定		
1988年(昭和63年)				
1989年(平成元年)				
1990年(平成2年)				
1991年(平成3年)				
1992年(平成4年)				
1993年(平成5年)	●ESCAPアジア太平洋障害者の十年(平成5年～平成14年)	●障害者基本法に改正 ●障害者対策に関する新長期計画の策定	●新大阪府障害者計画(ふれあいおおさか障害者計画)の策定	
1994年(平成6年)				
1995年(平成7年)				
1996年(平成8年)		●障害者プランの策定		●第1期吹田市障害者計画の策定
1997年(平成9年)				
1998年(平成10年)				
1999年(平成11年)			●新大阪府障害者計画後期行動計画の策定	
2000年(平成12年)				
2001年(平成13年)				
2002年(平成14年)				
2003年(平成15年)	●ESCAP「新十年」びわこミレニアム・フレームワーク(平成15年～平成24年)	●障害者基本計画の策定 ●重点施策実施5か年計画の策定	●第3次大阪府障害者計画の策定	
2004年(平成16年)		●障害者基本法の一部改正		
2005年(平成17年)				
2006年(平成18年)	●障害者の権利に関する条約の採択	●障害者自立支援法の制定	●第1期大阪府障害福祉計画の策定	●第2期吹田市障害者計画の策定 ●第1期吹田市障害福祉計画の策定
2007年(平成19年)				
2008年(平成20年)		●重点施策実施5か年計画の策定	●第2期大阪府障がい福祉計画の策定	●第2期吹田市障がい福祉計画の策定
2009年(平成21年)		●障害者自立支援法の一部改正		
2010年(平成22年)				

基本的な用語集

< あ 行 >

医療的ケア

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいる。

インクルーシブ（インクルージョン）

「包み込む」「包含する」という意味で、障がいのある人も他の人と一緒に地域の学校で学び、地域で働く場を確保し、必要なときに必要な援助や支援を受けて生活するために社会資源を充実し、住民ネットワークで障がいのある人を地域社会の中で包み込んで、ともに支えていくこと。

< か 行 >

ガイドヘルパー

単独での外出が困難な知的障がいや重度の視覚障がいのある人等を対象に、外出の際に付き添い介護を行う人。

協働

地域の自治、まちづくりの分野においては、市民と事業者、行政が、地域社会の課題の解決など共通の目的を実現するため、信頼と理解のもと、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場の違いを認めた上で尊重し合い、協力すること。

グループホーム（共同生活援助事業）

障がいのある人が世話人の援助を受けながら、数人で共同生活を行う住居（マンション、一戸建て、公的住宅等）のこと。同居あるいは近隣に居住している世話人が、食事の提供、相談、その他の日常生活上の援助を行う事業。

ケアホーム（共同生活介護事業）

比較的程度の重い障がいのある人が、世話人の援助や介護を受けながら、数人で共同生活を行う住居（マンション、一戸建て、公的住宅等）のこと。同居あるいは近隣に居住している世話人が主に夜間行われる入浴、排泄、食事の援助や介護等を行う事業。

< さ 行 >

災害時要援護者登録制度

大規模な災害が発生した時に、障がいのある人など支援が必要な市民（災害時要援護者）に対して、安否確認や避難誘導などの支援が行えるよう、自治会・自主防災組織等と連携により、地域で支える安心・安全のネットワークづくりを進める吹田市の事業。

社会的入院

医学的には病状が安定しており、入院の必要がなく、在宅での療養が可能であるにもかかわらず、家族等の支援者や住まいがないなど受け入れ体制が整っていないため、入院生活を余儀なくされている状態のこと。

障害者の雇用の促進等に関する法律

障がいのある人が、職業生活において能力を発揮する機会が与えられること、職業人として自立するよう努めることを基本理念とし、障がいのある人の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。「障害者雇用促進法」とも呼ばれる。この法律において、一定規模以上の事業所の事業主は、障がいのある人を一定の割合以上雇用する義務を負うことが定められている。

たとえば、一般の民間企業のうち、常用労働者数が56人以上の事業所では1.8%、国・地方公共団体では2.1%、都道府県等の教育委員会では2.0%などと定められている。

成年後見制度

知的障がいや精神障がい、認知症などの理由により、判断能力が十分ではなく、自分ひとりで契約行為や財産管理などを行うことが困難な人を法的に支援する制度。

< た 行 >

特別支援教育

特別支援教育とは、障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

平成19年（2007年）から、特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児、児童、生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

< な 行 >

日中活動の場

障がいのある人の自立、更生を促進し、就労または技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えてその自立を支援し、生きがいをつくることを目的とする日中における活動及び訓練の場のこと。

障害者自立支援法では、生活介護、就労移行支援、就労継続支援などのサービスメニューがある。

< は 行 >

発達障がい

発達障害者支援法において、発達障がいは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

バリアフリー

道路や建築物の入り口の段差などの解消や、読みやすい大きな文字・点字での表示など、高齢者、障がいのある人などの社会参加や自立を困難にしている物理的、社会的、制度的なバリアなど、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障がいを除去すること。

また、偏見・差別を取り除くことを「心のバリアフリー」という。

バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

一定の地区において、不特定多数の人が利用する公共交通機関の旅客施設及び車両、建築物、それらに至る経路を構成する道路等のバリアフリー等の一体的な整備を推進し、障がいのある人等の移動、施設の利用における利便性及び安全性の向上を図ることを目的とする法律。

福祉オンブズパーソン制度

市が個人を対象に行った福祉保健サービスについて、「受けられるはずだったのに受けられなかった」などといった苦情の申し立てについて、福祉などの専門家である福祉保健サービス苦情調整委員（福祉オンブズパーソン）が公正・中立な立場で、申し立て人に代わって、苦情の内容を調査・審査し、必要な場合には市に対して制度の改善や意見などを求める制度。

ホームヘルパー

日常生活に援助を必要とする障がいのある人や高齢者のいる家庭に訪問し、家事や介護等の援助を行う人。

< ら 行 >

療育システム

障がいのある乳幼児へ、一定水準の療育サービスを安定的に供給するため、乳幼児期から青年期まで継続した療育や障がい別でなく、医療・保健・訓練・保育・教育など関係機関が連携し、障がいの多様なニーズに応じた療育を推進するシステム。

第3期 吹田市障がい者計画 概要版

平成23年（2011年）3月

発行 吹田市福祉保健部障がい者くらし支援室

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電話 06－6384－1231（代表）

FAX 06－6385－1031

ホームページ <http://www.city.suita.osaka.jp/>

Eメールアドレス shofuku@city.suita.osaka.jp

この冊子は1,000部作成し、1部あたりの単価は240円です。